

無期転換制度(5年ルール)対応のポイント

〜〜〜対応期限が迫る！「無期転換ルール」に向け、取るべき対策とは？〜〜〜

労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換の申込みが平成30年度から本格的に行われます。

今回「無期転換ルール」の基本的な概要を理解していただき、

考えられる事例、注意事項、対応策について講習会を開催いたします。

有期労働契約の非正規社員を雇用している事業者の方は是非ご参加ください。



【無期転換制度とは】

有期労働契約が反復更新されて5年を超えたときは、労働者（パート、アルバイトなど）の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するルールです。

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します。

日 時：平成30年2月6日（火）15時～17時

場 所：小平商工会 2階 第1会議室

講 師：東京都社会保険労務士会 武蔵野統括支部

所属 社会保険労務士

内 容：1. 労働契約期間について

2. 無期転換制度（5年ルール）の概要

3. 無期転換後の対応について

4. 定年再雇用の特例について

5. 質疑応答

参加費：無料

定 員：30人

問合せ先：小平商工会 遠藤 042-344-2311



「無期転換制度(5年ルール)対応のポイント」申込書

氏名	住所	連絡先

FAX 送信先:042- 343-0505